

東アジア世界の形成と中国の皇帝権

葭森健介

緒言

中国、日本、朝鮮・韓国、越南（ベトナム）、これらの国名・地域名は元々漢字で表記され、その文字をその土地の発音で読んできた。貨幣の単位も中国では「YUAN」、韓国では「WON」、日本では「YEN」と言い方は違っていても旧来の漢字で表せばともに「圓」と言う字になる。この漢字を使って自国の文化を形成してきた地域は漢字文化圏と呼ばれる。漢字という表音文字は、文法や発音の体系が異なっていても文字を通じてのお互いの意思疎通を可能としてきた。実際に日本語の会話ができない中国人が日本を旅行しても、漢字の標識のおかげで何とか目的地にたどり着いたり、中国語を話せない日本人が筆談で何とか中国人と意思疎通したりしている。そのため、日本に留学する中国人も、中国に留学する日本人も読むと言うことについては上達が早いが、聞く、話すと言うことになると大変苦労する。

また、漢字文化圏内では漢字を使って、哲学的な内容を持つ微妙な表現までもお互いに理解し合える。たとえば、無礼、失礼、謝礼、礼儀等は中国語でも韓国語でも日本語でも同じ表記で意味も同じである。「礼」は中国語では「L i」、日本語では「R e i」、韓国語では「R y e」あるいは「R y o」と発音され、熟語として日常に用いられている。このことは「礼」という儒教思想も東アジア地域で共有されていることを示している。中国から来た留学生は漢文の授業に参加し、日本人の大学生が中国の古典（漢文）を容易に読みこなしていることに一様に驚く。なぜ自分たちにとっても難しい中国古典の文章を現代中国語もほとんど話せない日本の学生が読めるのか。それは、日本では遣隋使が派遣されて以来、中国古典が教養とされ、漢文として読まれてきたこと、そして今なお高校で漢文が教えられているからである。日本に限らず百数十年前は朝鮮半島でもベトナムでも知識人は当然の如く中国古典をそれぞれの読み方で読んでいた。

そもそも、漢字は中国で作られた。日本人や周辺の諸民族がこれを受容し、みずからの文化を発展させていったことにどんな意味があったのであろうか。日本が漢字、中国文化を受容して行く過程について、中国史、特に六朝史を専門としてきた立場からもう一度考察してみたい。

一、『漢書』地理志の世界観と倭国

文献中に日本を指す「倭」が最初に登場するのは『漢書』卷二十八地理志の「樂浪海中に倭人有り，分れて百余国と為る。歲時を以て來たりて獻見すと云う」という記事である。「地理」というと西洋で発達した地理学 geography を連想するかも知れない。西洋の地理学は地形や各

地の生活、文化、風土を探求しようという知的好奇心に基づいて発達してきたものであるが、『漢書』地理志はそうした目的によって書かれたものではない。『漢書』地理志はまず黄帝が天下の交通路を整備し、地域を分けたという伝説から説き起こし⁽¹⁾、『尚書』禹貢、周の爵制、春秋戦国の群雄割拠から秦の統一をへて漢の武帝に至るまでの地方支配の沿革を記す。その後に同時代の地誌的な内容、各郡や県の名前や戸口を書いている。つまり、『漢書』地理志は中国の歴代の王朝がどの様にして世界を治めていったのかという世界観を基本に、漢代の地方支配の情況を示した書物といつてよかろう。

『漢書』の世界観を端的に示すのが、『尚書』禹貢の記述である。「禹貢」は夏の禹が舜の臣下であった時に、王都を中心とした王畿を中心とし、そこから五百里ずつ離れて行く範囲での貢納の秩序を定めたとされる文献である。すなわち、「禹貢」では王都からの距離により貢納の義務が決められ、天下の人民は全て舜王に従うという天下観が提示される。ただ、「禹貢」自体は後世の人間が禹に仮託して作ったものであり、一般に言われているように、戦国末から秦にかけて成立した思想と考えるのが妥当と思われる。つまり秦という統一帝国の成立に向けて、世界支配理念を貢納という観点からモデル化したものが「禹貢」の記載であり、『漢書』の著者班固もこの思想を踏襲し、『漢書』地理志を書いたと考えられる。

「禹貢」によれば方五百里以内の甸服が王の直接支配を受け穀物による租税を求められる範囲、その外の侯服は徭役を課せられる地帯、これより以遠の綏服、要服、荒服は、直接支配を及ぼさず、自治を認める間接支配となっている。さらに詳しく見ると、綏服のうち王都に近い三百里は文教すなわち礼による支配秩序を貫徹させるよう要求され、その外二百里は王の感化を受け、王のために軍事の一端をになうことを求められている。更に、要服は中国の礼による統治をまねることが求められ、荒服は王の威徳を感じ朝貢することで義務を果たす地区とされている。禹貢は租税という経済行為、軍役という軍事行為、礼による感化という文化的な行為を王都からの距離によって組み合わせ、王の下での中央集権の世界を表現している。⁽²⁾ こうした文化による王の徳化と都からの距離を関連づけて理解しようという思考は地理志の漢代についての記述にも当然反映されてくる。地理志では地方行政区画と戸口を記した後で全国を秦地、魏地、周地、韓地、趙地、燕地、齊地、魯地、宋地、衛地、楚地、吳地、粵地十三の地区に分けて、各地域の風俗についても詳しく記述する。中国内地を見ると大きく3つの文化性を持った地域に分けられる。⁽³⁾

文化の中心は当然皇帝のいる都長安を含む秦地である。ここはもともと西周の中心地で文王・武王の徳化により民はよく働き豊かであったが、漢になり全国から旧貴族、高官の子孫、資産家が集められたために各地の悪い習俗が入り込んで、風俗が乱れたという。⁽⁴⁾ このようにもともと優れていた風俗をもっていながらもその風俗が時代の流れに伴い廃れた土地として挙げられるのが、魏地、周地、齊地、魯地という中原を東西に横切る地域である。

これに対し、中原の北側の位置する趙地、燕地ははじめから文化的基盤があつた訳でない。むしろ文より武を重んじ、乱暴者がはびこる土地柄として描かれる。趙地については遊興にふけり、犯罪に手を染めるものが多いという風俗を記す。⁽⁵⁾ また、燕については「初め太子丹勇士を賓養し、後宮の美女を愛さず。民は化され以て俗と為る。今に至りても猶お然り。賓客相

い過れば婦を以て宿とぎに侍さしめ、嫁取の夕は、男女別無く、反って以て栄と為す」と任侠の風と男女間の礼の欠如を記す。⁽⁶⁾ つまり、北方の遊牧の世界に近い中国の北側では、乱暴で、男女間の道徳において礼を踏み外すという風俗である。

また、長江流域以南の楚地、呉地、粵地についても中原地帯から離れ、もともと礼が十分行われていなかったところと位置づけられる。楚は自然豊かである代わりに迷信深いところ⁽⁷⁾、呉粵は任侠的で、すぐに武器を使うという乱暴な土地柄として描かれる。⁽⁸⁾

すなわち、地理志の末尾の記述から、中国中心部の中原を東西に横切る地域をもともと文化性の高い地、その北の遊牧地帯に接し、乱暴で淫乱な地、南を風俗未開の地というイメージがあつたと推測される。つまり、皇帝の直接支配の及ぶ中国の地でも漢の都長安を中心点として、周辺に行くほど文化レベルが劣つて行くという中原文化中心主義の世界観が垣間見られよう。そして秦地に西域、匈奴、氐、羌が、粵地に日南以南の南海の国々が付随して書かれ、中国世界から周辺の未開の世界へと広がりを見せる。そして、燕地には、烏丸、夫余、さらに玄菟、楽浪の朝鮮半島の郡が付記され、一番最後の個所に「樂浪海中に倭人有り」という倭人に関する記事が登場し、その倭人が「歲時を以て來たりて獻見す」と書かれているのである。⁽⁹⁾ すなわち、『漢書』地理志において班固が倭人を登場させたのには明確な意図があつたと考えられる。「禹貢」には王・皇帝は中国の支配者でなく世界の支配者であり、天下の全ての人民がこれに従うべきであるという世界観が根底にある。そして、その皇帝の権威は単に軍事力や経済力によるものではなく、その人格的かつ文化的権威によるものであり、それは中心から周辺に向かって徐々に弱まって行くものであつても、必ず世界の隅々まで及んでいかなければならない。⁽¹⁰⁾ 班固は東海の果ての樂浪海中の倭人までが獻見したという事実をその実例とし、これに重要な意味を持たせたのではないか。

この『漢書』地理志に現れる王畿を中心として文化が周辺へと及んでゆくという文化的世界観は漢王朝自体の地方統治の理念としても機能する。すなわち、周辺の異文化を中原文化に同化させ、民衆の教化を図るという政策は、漢代の地方行政の基本方針ともなる。『漢書』『後漢書』では地方行政において貢献した官僚をまとめた「循吏伝」が立てられている。こうした循吏の功績の最も顕著なものがこうした民衆の教化である。

たとえば『漢書』の循吏伝の最初に登場する文翁はその典型である。彼は「景帝末蜀郡守と為り、仁愛にして好く教化す。蜀地の僻陋にして蛮夷の風有るを見て」、「これを誘進せん」とした。そして属僚の中から優秀な人物を選び、都に上らせ儒学や律令を学ばせて帰郷後片腕として重用した。また成都の市の中に「学官」を作り、そこで学んだ中で優秀なものを「郡県の吏」に登用したり、治下の各県の視察の際に同行して「教令」を伝えさせるなどした。その結果「県邑の吏民は見て之を榮えとし、数年にして争いて学官の弟子に為らんとし、富人は錢を出して以て之を求めるとするに至る」というように、「蛮夷の風」があつた蜀の地は「大いに化」した。⁽¹¹⁾ 文翁が行った蛮夷の遺風の残る周辺地区における礼教の普及は、漢代の地方官の最も重要な任務と見なされ、その傾向は『後漢書』の循吏伝へと継承される。

『後漢書』列伝六十六の循吏伝で最初に登場する衛颯は桂陽郡の太守となるが、そこは交州と境を接し、「頗る其俗に染まり、礼則を知らず」という地であった。彼は着任すると「庠序

の教を修め、婚姻之礼を設けた。その結果「邦俗は従い化した」。すなわち、中国の南辺で学校を建て、婚姻の礼を定めてその地域に「礼則」を定着させた事が評価されたのである。⁽¹²⁾また、任延は桂陽より更に遠い、今のベトナム北部に位置する九真郡の太守であった。その地に住む駱越の民は「嫁娶するに礼法無く、各の淫好に因り、対匹に適ぐ無き」ありさまで、男女関係は欲情に任せ、正式な夫婦関係がなかった。そこで任延は男性の場合は二十才から五十才、女性の場合は十五才から四十才を結婚適齢期と定め、「年歎」によって相手を探して娶せ、また貧しくて結婚できない者のために官吏の給料を減額してその費用で貧しい者達の結婚を援助した。その結果二千人以上が結婚し、「其の子を産む者、始めて種姓を知」った。⁽¹³⁾また、任延に先立ち前漢平帝の時、交趾太守となった錫光も「民夷を教導し、漸るに礼義を以てし、化声（任）延に倣し」という。⁽¹⁴⁾

漢代は礼の秩序を知らない辺境の民に礼教を教え、教化してゆく循吏の政治を地方官の手本とした。如上の循吏伝の記述は辺境に対する地方行政政策の要点は徵税という経済的なものでなく、むしろ教化という文化的行為にあったことを明確に示している。すなわち漢代は「禹貢」に見られる帝国の構造の世界観が現実の地方行政のあり方にも強く反映していた。そして、前漢では四川省や長江流域のような中原以外の中国も辺境としてみられていたが、後漢になるとその辺境は嶺南からベトナムと外縁部に広がってゆく。こうして、中国の皇帝にとって自らの威光を示し、教化すべき中華世界は次第に拡張していった。後漢の初め、そのもっとも東の端に位置していたのが倭であった。

二、漢から西晋に到る時期の倭人の朝貢記事

『漢書』地理志では倭人は北方の燕地、朝鮮半島の楽浪・玄菟に関する記述に続いて登場する。つまり倭人は燕、遼東、朝鮮半島をへて、さらに遠く僻遠の東海の果てに住む人間と位置づけられている。楽浪の更に先に住むこの倭人が「獻見」したことが、皇帝にとっては重要な意味を持つ。すなわち僻遠の地に位置する倭人、中でも「倭國之極南界」の奴国王が「奉貢朝賀」したことは、王畿よりも遠い荒服に位置する国が天子たる皇帝の威光、徳を慕い朝貢してきた事を示している。⁽¹⁵⁾つまり倭人の朝貢には何ら経済的期待はない。ただ、劉秀によって復活された漢帝国の威光が世界の隅々まで及んでいることを示すのに好都合な事例の引き立て役として倭人が登場させられたにすぎない。とするならば、中国の正史に載る倭人についての他の記述も中国側の国内の事情をふまえて再考する必要があろう。

『漢書』地理志の「歲時を以て」獻見したとの記載に照らせば、倭国の使者は「歲時」すなわち定期的に来ていたと考えてよかろう。さらに、倭国は「旧と百余国、漢時に朝見有る者、今使訳の通ずる所は三十国」と『三国志』に書かれており、中国に使者を送った倭の国が全部で三十ほどあったとされる。⁽¹⁶⁾しかし、漢から西晋にかけて中国側の正史に残る朝貢の記事はわずか六件に限られている。なぜ、この六件の朝貢のみが史書に残されたのには何か訳がありそうである。

倭人の朝貢の記事が残る六件とは以下の記事である。

- ①後漢光武帝建武中元二年正月（『後漢書』光武帝紀、列伝七十五東夷伝）
倭奴国王が朝貢、印綬を賜う。
- ②後漢安帝永初元年十月（『後漢書』孝安帝紀、列伝七十五東夷伝）
倭国王帥升等が朝貢、生口百六十人を献じた。
- ③魏明帝景初二年六月（『三国志』卷三十東夷伝）
倭国の女王卑弥呼が難升米等を使わして朝貢。明帝は卑弥呼を親魏倭王とする。
- ④魏齊王芳正始元年正月（『晋書』卷一宣帝紀）
「東倭」が朝貢した。
- ⑤魏齊王芳正始四年十二月（『三国志』卷三十三少帝紀・卷三十東夷伝）
女王卑弥呼が伊声耆等八人を使いとして送り朝貢。
- ⑥西晋武帝泰始二年十一月（『晋書』卷三武帝紀）
倭人が朝貢して方物を献上した。
中国側がなぜこの六回の朝貢の記事を残したのか、倭国の使者が来たとされる各時期の中
国国内の事情と関わりがありそうである。そこでその時々の国内情勢を見ておきたい。
- ①後漢光武帝建武中元二年正月
漢王朝を復興した光武帝劉秀が亡くなる前月。翌月には、二代目明帝劉莊に皇位が継承され
る転換期に当たる。中元二年に明堂、靈台、辟雍が作られ、洛陽北方に陵墓の墓域が設定され
る。また「図讖」を天下に宣布した。
- ②後漢安帝永初元年十月
永初元年は安帝劉祜が十二才で即位した翌年。安帝の先代は即位後一年もたたずして死去した
殇帝劉隆。幼少の皇帝が続く中、鄧太后が臨朝聽政し、鄧氏による外戚政治が始まる。先々代
和帝劉肇の時代に最大に達していた版図も縮小に向かう。後漢の上昇期から下降期への転換の
時期である。
- ③魏明帝景初二年六月
景初二年は曹操の孫明帝曹叡が死去する前年。明帝は祖父曹操や父曹丕の後継者として紆余
曲折はありながらも二十才で帝位につく。一方で司馬懿等の元老の名声が高まり、実力で魏王、
皇帝にのし上がった祖父や父にの時に比べ求心力が低下、皇帝の権威の維持に腐心した。しか
し、宮殿の建設、秘密警察の活用などにより、皇帝の権威を高めようとする手法には周囲の元
老から批判も受ける。二年前には司馬懿に対抗しうる元勳陳羣も死去し、着々と戦功を上げる
司馬懿の名声が高まってゆく。
- ④魏齊王芳正始元年正月
明帝が死去し、八才の曹芳が即位した翌年。曹氏一族の曹爽と司馬懿が輔政。曹爽は司馬懿
の名声・実力に及ばないため、司馬懿の処遇に苦心する。宗室曹氏の政治的・軍事的基盤も権
威も急速に揺らいでゆく時期に当たる。
- ⑤魏齊王芳正始四年十二月
この年曹芳が元服を加えるが、実権は曹爽が握り、何晏等の側近の意見により司馬懿排除
の動きを強めてゆく。翌年、司馬懿に対抗するために曹爽自ら蜀に遠征して戦功を上げ劣勢を

挽回しようとするが失敗し、逆に権威は低下、六年後ついに司馬懿のクーデターにより、曹魏政権は瓦解し、司馬氏が権力を掌握する。⁽¹⁷⁾

⑥西晋武帝泰始二年十一月

司馬懿の孫司馬炎は傀儡の魏帝から帝位を奪い、晋朝を開いた翌年。禅讓の儀式には匈奴南单于、四夷等が参列。泰始二年には司馬氏の宗廟を整備し、郊祀を行うなど、即位に伴う祭祀の儀式が行われる。

すなわち、倭の使者の朝貢が記録に残るのは、皇帝即位の直後か翌年（②③⑤⑥）、皇帝の権威の確認が求められる時期（①）、権威が下降線をたどり立て直しを必要とする時期（②③④⑤）なのである。これらは、『禹貢』にみられる礼秩序による王権の権威付けと無関係とは思われない。すなわち、これらの記述が残った背景には、倭国の朝貢を荒服に位置する東夷の倭人が朝貢したことでもって、皇帝の権威が四海に及んだことを中国国内で示し、その支配の基盤を固めようとしたという意図を見て取ってよかろう。

三、古代東アジアにおける朝貢関係の意義

この中国の皇帝を頂点とする古代東アジアの国際秩序、冊封体制に最初に注目したのは西嶋定生である。⁽¹⁸⁾ 西嶋はさらに「皇帝」觀が秦から隋唐へと変遷して行く過程をふまえ、「皇帝」を王侯に対する称号として用い、周囲の蛮夷に対しては天地を祀る呪術者として天下を主宰する「天子」の称号で臨むようになったことを指摘し、この「天子」觀の成立と東アジア世界の成立が深く関わっていると指摘した。⁽¹⁹⁾ これに対し、渡邊信一郎は西嶋の冊封体制論は国際関係の構造的特質の解明に主眼がおかれていたために中国国内の郡県制的支配と皇帝と周辺諸国の封建制的関係の二重構造として説明されてしまっていると指摘する。そこで渡邊は「帝国オイコス」という概念を使い、貢納と従属という関係の背景にある理念に注目し、漢から唐に至る中国国内の中央（皇帝）と地方、中国と周辺国家（民族）の関係を一元的に説明した。さらにその際、漢の国家理念と唐の国家理念の関係も説明している。「帝国オイコス」という言葉は一見経済構造を指す言葉のようにも見えるが、渡邊は皇帝権を求心力とする帝国的秩序を成立させる、「礼」の問題としてとらえている。すなわち渡邊は元会儀礼に注目し、そこで使われる品物が周辺諸国からの貢納物によって構成されていること、そうした品物を元会儀礼という場で示すことにより、皇帝が中国本土のみならず周辺のみならず天下を支配する存在であるという権威を誇示し、帝国という理念を維持したと指摘する。⁽²⁰⁾

すなわち、中国国内のみならず周辺の蛮夷からも尊崇されることによって、皇帝の君主権が維持されるという見解を基礎として日本では古代東アジア国際関係の研究が深化してきた。その成果として生み出された渡邊の「帝国オイコス」の発想をふまえるならば、倭国王帥升等が献上した「生口百六十人」、⁽²¹⁾ 卑弥呼が景初二年献上した「男生口四人、女生口六人、班布二匹二丈」、正始四年に献上した男女生口の「三十人、白珠五千、孔青大匁珠二枚、異文雜錦二十四」⁽²²⁾ はまさに元会儀礼等の皇帝が主催する儀式において、舞踏に参加したり、展示する品物として使われたりして、中国国内に対しても皇帝の権威を可視的に示す役割を果たしたので

あろう。曹叡が卑弥呼に与えた詔書からもこうした理念が垣間見られる。詔書では卑弥呼が朝貢してきたことをほめ、卑弥呼を親魏倭王に任じ金印を仮授することを書いた上で、絳地交龍錦五四、絳地縞栗罽十張にはじまり、銅鏡百枚、真珠、鉛丹各五十斤に至るまでの賜物を列挙している。注目すべきはこれに続いて曹叡が「悉く以て汝の國中人に示し、國家の汝を哀むを知らしむべし、故に鄭重に汝に好物を賜うなり」と記していることである。⁽²³⁾ 魏から与えられた賜物は卑弥呼個人に対しての物ではない。魏の権威を倭国に示し、卑弥呼がそれを背景に倭王としての地位を確立する手段ととらえられている。これは朝貢関係によって交換される贈答品が、君主間の個人的な贈答でなく、皇帝権や王権を臣下に対し、可視的に示すための道具として利用されるべきものと意識されていたと推測される。

更に、辺境の地域に礼を普及し、その地の民の風俗を改めさせることは、天命を受け礼を主宰する皇帝の重要な責務である。前章で述べたとおり中国内地でも風俗の教化は地方官の重要な任務であった。従って、各地域の風俗に対する関心も高かった。『三国志』卷三十東夷伝倭人の条に当地の婚姻や葬儀、礼儀作法等の風俗が詳細に記されているのは、そうした中国側の関心によるものであろう。その記事を見る限り倭国の風俗はあまり礼にかなうものではない。しかし、皇帝の権威は天下、すなわち東アジアの隅々に及んでおり、すべての民がその恩徳を感じ、朝貢してくるべきものと考えていた。もっとも果てに位置し、まだ風俗も礼にかなっていない野蛮な国からの朝貢は、皇帝の権威が四海の果てまでに及んでいることを中国内地の人々に示し、その権威を確立するには好材料であったと考えられる。従って、倭人の利用価値を高めるにはその風俗が未開であった方が都合がよかつたのではないか。つまり、正史の『漢書』から『三国志』に至る倭人の朝貢の記載の偏り、礼にかなっていない風俗の記述というものは倭人の朝貢が皇帝の権威の確立という中国側の政治的目的と深く関わっていた結果だったのではないかと推測される。

では冊封体制の関係とは中国の皇帝にとってのみ意義があり、倭人の側には意味がなかったと言えるのであろうか。中世以降の日中関係を朝貢「貿易」という経済関係として捉える見方もある。ただ、前近代の日本と中国との貿易は日本から中国へもたらされるものより、中国から日本にもたらされるものの方が圧倒的に多く、古代に於いては大陸からの輸入品はほとんど民間の交易によって朝鮮半島を経由してたらされていたと考えられ、朝貢が貿易を目的としていたものとは考えがたい。⁽²⁴⁾ 実際に正史は倭の王が「漢倭奴国王」や「親魏倭王」の称号を得ようと中国に遣使したということを強調している。当然前章で指摘した中国側の事情であろう。だが、正史はその時代の倭国の状況を「分れて百余国と為る」、「其の国は本と亦た男子を以て王と為す、住まること七八十年、倭国乱れ、相い攻伐すること歴年」と記載する。つまり、倭は小国に分裂し内戦状態にあり、「漢倭奴国王」や「親魏倭王」も周囲の対立する国々と争わねばならなかつた。

中国に朝貢し、「漢」「親魏」といった中国王朝の名前を冠した称号と、これを証明する印綬を得ることは、自らの地位が中国の皇帝によって認められたことを周辺に示すことになったと思われる。卑弥呼は「共に一女子を立て王と為す」と記るされるように、倭国の中連合して推戴した女王である。その女王が魏から正式に倭国を統率する「倭王」としての地位を授け

られことは、当時の倭国国内の政治情勢にとっても影響を与えたと思われる。西嶋氏がすでに指摘したように「邪馬台国」を本拠地とする卑弥呼が、「親魏邪馬台国王」でなく、「親魏倭王」つまり「倭王」という称号を得たことに重要な意味がある。⁽²⁵⁾ 前章でも述べたとおり、「汝の在る所は遼遠なり。乃ち使を遣して貢献す。これ汝の忠孝なり。我甚だ汝を哀み、汝を以て親魏倭王と為す」という明帝曹叡の詔書の第一義は当時揺らぎつつある宗室曹氏の権威を国内に示すものであろう。⁽²⁶⁾ ただ「親魏倭王」は卑弥呼にとっても利用価値のある称号であったと思われる。実際、「悉く以て汝の国人人に示し、國家の汝を哀むを知らしむべし」との詔書と共に下賜した銅鏡百枚等の品物の一部とみられる三角縁神獸鏡は日本の各地から出土している。すなわち、魏よりもたらされた品物が、倭国内で卑弥呼の権威付のための威信材として利用されていたと考えられる。⁽²⁷⁾

もともと対立していた狗奴国の男王卑弥弓呼との不和が顕在化するに至り、卑弥呼は「倭載斯、烏越等を遣し、(帶方)郡に詣り相い攻撃する状を説く」という行動に出た。これに対し魏は「塞曹掾史張政等を遣し、因りて詔書、黃幢を齎し、難升米に拝伏し檄を為しこれを告喻す」という対応策を示した。つまり、卑弥呼はこの対立を魏の権威で有利に進めようとし、魏の側は詔書と魏の正当性を示す軍旗「黃幢」を卑弥呼に与えることで卑弥呼を助勢し、倭国内でもその権威が有効であると内外に示そうとした。⁽²⁸⁾ このように中国の皇帝がみずからの権威を国内に示す上で倭人の朝貢を利用したのに対し、倭王も国内の対立の中で自分の地位を優位にするため、中国の皇帝の権威を利用したと考えられる。漢から晋に至る中国の皇帝と倭の王の冊封関係はこのような相互の利益をふまえることで成り立っていたと考えることができるであろう。

四、東夷における「國」の登場—倭の五王の時代の国際関係

西晋が成立した直後の泰始二（266）年を最後に東晋末の義熙九（413）年までの約百五十年間倭人の朝貢の記事は途絶えている。この間に日本では大和地域を中心とする勢力が強大となつていった。そして四世紀に小国分立の状態に終止符が打たれ大王を頂点とする政権によって倭国は統一へと向かつていった。こうして日本列島においても大和政権による初期段階の統一国家が樹立される。こうした情況は『宋書』卷九十七夷蠻伝の「倭」についての表記の仕方に反映される。

まず『三国志』に到るこれまでの史書が「倭」について「倭人」と表記していたのに対し『宋書』は「倭國」と記す。「梁書」は『三国志』の記事を引用し、「倭」と記しているが、『南齊書』、『隋書』『旧唐書』は「倭國」と呼んでいる。すなわち、民族としての倭人でなく、国家としての「倭國」が意識され始めている。これは東夷全体についても同じである。中国東北部から朝鮮半島にかけては「高句麗國」「百濟國」が存在しており。東夷にはすべて「國」が誕生しているとの認識があつたといえよう。これは『宋書』夷蠻伝で倭國の条に続く、荊州・雍州・予州といった長江以南に居住する蠻を国として書かれていこととは対照的である。荊州・雍州・予州の蠻については彼らの反乱、平定、内属についての記載で占められており、政

治権力を持ったある種の統治組織が成立しているような書き方ではない。

これに対し、『宋書』夷蛮傳の倭国の条は讚・珍・濟・興・武といいういわゆる倭の五王の王位の継承関係と彼らの朝貢の記事、及び彼らに対する官職の叙任の記事で占められる。これは、「倭国」に関する記載に限定されるものではなく、東夷の高句麗国、百濟国の二国、ベトナムより遠方に位置する「南夷」の林邑国と共に通する記述方法である。その他、『宋書』卷九十六の鮮卑吐谷渾伝は吐谷渾から拾寅に至る十二代の一族の歴史と、歴代の宋との関係が書かれる。また九十五卷索虜伝は北魏の宗室託跋<拓跋>氏の起りから献文帝拓跋弘に至る北魏の興隆と華北の支配の過程、その権力の確立と継承、宋との戦い、及び外交の記録を記している。⁽²⁹⁾

東夷の諸国の記載方法は、索虜伝の記述の手法と類似しており、それが詳細であるか簡略であるかの違いに過ぎない。索虜伝を基本に考えるならば、各国の政治史の部分を簡略にすると吐谷渾伝の記述スタイルになり、王位の継承関係により比重を大きくすると、夷蛮傳の東夷の諸国に関する記述のスタイルとなる。高句麗、百濟、倭といった東夷の諸国は南朝にとっては、中国の一部を支配する北魏を見る時の視点を基準に、それを広げたところにあったと推測される。

西晋が崩壊し、五胡十六国時代、周辺民族が中国内地に国を建てた。東晋や宋がこれらを正当な王朝と認めるはずがない。しかしその歴史を抹殺することはできない。『隋書』卷三十三經籍志はこうした国々の歴史の記録も正史に準ずるものとして扱い、「霸史」という分類を建てる。『宋書』の索虜伝はその過渡期に位置するものともいえよう。つまり、『宋書』の著者沈約は北魏を正統とは認めないまでも、王朝に準ずるものとして扱い、倭国も北魏と同じく、非漢民族の「國」として認識されていたのではなかろうか。東夷の国々に対する記載でも風俗に対する記載が以前の正史に比べ欠けている。すなわち、『宋書』では皇帝の恩徳でもって教化して、風俗を中国風に改めさせるという意図が明確ではない。すなわち、高句麗、百濟、倭国とも『三国志』東夷伝の様に荒服あるいは要服の蛮夷としての扱いではなくになっていることは確かである。

南朝に入り、倭の五王をはじめ高句麗や百濟の国王に授けられた官職名にも変化が起こってくる。従来は「漢倭奴国王」、「親魏倭王」といった、中国の王朝名を語頭に冠した官職名であった。これに対し『宋書』に記されるのは持節（使持節・仮節）、都督○○諸軍事、××將軍、○○国王がセットになった官職である。持節とは皇帝に代わって命令に背く者を処刑する事の出来る裁判権である。⁽³⁰⁾ 都督は都督○○諸軍事という形で任命され、ある地域や戦闘部隊の軍事的指揮権を示す称号である。⁽³¹⁾ 王号は中国国内であれば州刺史等の地方官の官職名が記される部分であり、その地の行政支配権を表していたと思われる。持節（使持節・仮節）、都督、將軍、国王は中国内地の州の刺史に与えられる官職体系と一致しており、漢倭奴国王、親魏倭王という段階での周辺民族のための特別な称号ではない。

特に西晋末の八王の乱を契機に、東晋以降になると中国国内では都督將軍号を持つ州刺史の自立的傾向は強まる。特に長江中流域の荊州の刺史は西晋末の劉弘以降、中央に対し距離を置く姿勢が強い。⁽³²⁾ 東晋では陶侃、庾亮、桓溫、桓玄等が建康の中央政府と拮抗する実力を持ち、時として建康に乗り込み政権を牛耳った。また、劉宋でも文帝劉義隆が荊州刺史から建康に入

り文帝として即位する。その劉義隆が劉劭に殺害されるとその後は、建康で即位する皇帝と各州特に荊州刺史となった宗室諸王との間で権力をめぐる争いが絶えなくなる。谷川道雄はこうした持節・都督・將軍号が倭王等に与えられたことは、当時の中国の地方分権化の傾向、つまり、皇帝にすべての権力が集中するような漢代的な専制的な体制からの変化に対応するものであった、と指摘する。⁽³³⁾ つまり、『宋書』において倭国王をはじめとする東夷の王は、州鎮を支配する刺史と同じく、南京を支配する南朝の皇帝とある時は同盟、ある時は敵対するという、一定の自律性を持った地方権力として扱われていたと考えられる。それは、中国の皇帝が天子として天下すべての土地を一元的に支配すべきだという皇帝観が変化して来たことを示すものともいえよう。すなわち、永嘉の乱以降、胡漢蛮の諸民族が入り乱れた国家の興亡、周辺、特に東アジアの周辺で統一国家が誕生してきたという時代状況の反映といえるかも知れない。とはいえたとしての皇帝にとって、天下の隅々までその威光を及ぼしているということは意味を失っていない。

しかし、前章で述べたようにもし倭人の中国への朝貢が中国の皇帝の権威によって、周辺の小国との抗争を優位に進めるためのものであるのであれば、倭国の統一がほぼ完成された五世紀初めには朝貢の必要はないはずである。にもかかわらず、五世紀の初めから讃・珍・濟・興・武といいういわゆる倭の五王が南朝に朝貢し続けている。倭王にとって南朝へ朝貢する意味はどこにあったのだろうか。

そこで注目されるのが、夷蛮伝倭国条に載る順帝昇明二（472）年の倭国王武の上表文である。その内容から当時倭国が抱えていた国際問題が浮かび上がってくる。倭王武（雄略天皇）は代々中国宋朝への朝貢を続けてきた伝統に則り、百濟を経由して朝貢しようと「船舫を裝治」していた、ところが高句麗が無道にも、朝鮮半島の諸国を併呑しようと、「掠抄」したため、朝貢できず、皇帝の徳を慕うという「良風を失う」事になった。そこで倭国は高句麗との戦闘準備に入ったが父倭王濟、濟の子で武の兄の興が相次いで急死したため軍を送れないまま時間が過ぎた。今こそ遠征を行いたいので、宋の皇帝に倭国の軍事行動の支持を求める。しかし、助勢と言っても軍隊の派遣を求めるのではない。自称している使持節・都督倭・百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事、安東大將軍、倭国王の地位を正式に承認してほしいというのである。⁽³⁴⁾

倭王武は都督する対象地域として百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国をあげ、これらの地の軍事指揮権を求めている。そもそも倭王濟の先代の倭王珍も都督倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事を自称していた。つまり、倭王は倭国のみならず百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓という朝鮮半島の軍事指揮権も主張していたのである。この都督号は対象となる地域の軍事支配権を示すものではない。東晋以降、中国国内でも複数の州を跨ぐ都督号が現れる。これは、州を越えて軍隊を組織する際に、その連合軍の指揮権が誰にあるかを示すものと考えられる。⁽³⁵⁾ 当時高句麗と戦っていたのは百濟である。倭王はその百濟と連合していた。

当時の高句麗側にも史料が残っている。それが好太王（広開土王）碑文であり、文中に倭王武の上奏が行われる約八十年前の事を記す。「百殘新羅は旧是れ属民、由來朝貢す。而れども倭は辛卯年を以て來たりて<海?>を渡り、百殘■■■羅を破り以て臣民と為す」。つまり、3

91年に倭が朝鮮半島に攻め入り、百済に影響力を及ぼし始めたことが事の発端だという。この倭国の侵攻に対し、好太王は「六年丙申を以て王躬ら■軍を率い、殘國を討（あるいは百）伐す（あるいは百殘國を討つ）」とあり、396年に倭国に対抗して、百済に遠征したと記される。さらに「九年己亥、百残は誓に違ひ倭と和通す。王は平穢に巡下す、而して新羅は使を遣し王に白して云う、倭人其国境に満ち、城池を潰破し、奴客を以て民と為す、王に歸して命を請う」と399年に百済が倭国と結んだことで、倭国の軍が新羅国境に押し寄せ、新羅が高句麗に援軍を要請した事が記される。そこで好太王は翌年兵を出し、倭軍を撃退した。また、「十四年甲辰、而して倭は不軌にして、帶方界に侵入す」と404年に帶方郡界にまで侵入した倭軍を攻撃し、「倭寇は潰敗し、斬殺數うるなし」という戦果を収めたことが書かれている。⁽³⁶⁾

この倭、高句麗双方の史料からも倭と高句麗との間には百済、新羅をめぐり長い間対立関係が続いていた事が窺える。しかし、その他の史料を見ても、倭が百済を占領し支配下に置いたとは考えられにくく、むしろ倭が百済を支援して高句麗と戦ったと考えるのが順当である。ただ、百済と共に高句麗と戦う上で、百済国王と倭国王のどちらがその連合軍の上位の指揮権を握るかという問題が起こる。これに関して倭王武は都督百済諸軍事の地位を要求している。つまり倭は朝鮮半島をめぐる国際関係における自国の百済に対する優位を、中国の皇帝の承認によって他国に示そうとしたものである。倭国国内の統一を経た後、倭王にとって中国皇帝の権威は国内の抗争には利用価値はなくなってしまった。しかし、東アジアの東部に成立した統一国家間の国際関係を秩序づけるものとして皇帝の権威は必要とされたのである。中国の皇帝の権威を利用して軍事権で百済の上位につこうとした倭王であった。しかし、東晋が義熙十二年（416）に百済王余映を使持節・都督百済諸軍事、鎮東將軍、百済王に叙任して以来、宋、齊、梁ともに百済王に都督百済諸軍事の称号を与えている。一方で宋は倭王済、武二人ともに都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事に叙任し、南齊もこれに従って都督百済諸軍事の称号を与えなかった。つまり、南朝は一貫して都督百済諸軍事の職を百済王に与え、倭王の要求を認めなかつたのである。⁽³⁷⁾

また、將軍号でも百済王が416年に余映が鎮東大將軍の称号を与えられていたのに対し、倭国王は宋の元嘉年間に珍に安東將軍号が与えられてから、南齊の建元年間に鎮東將軍号に進むまで、ずっと安東將軍の地位にあった。さらに、梁の武帝が即位した天監元年（502年）百済王、倭王が同時に征東將軍の称号を受けている。結局、征東、鎮東、安東、平東と序列される東の字が付けられた將軍号の序列の中で、倭国王が百済王より上位の將軍号を授けられたことは一度もなかつた。つまり中国の南朝は倭国王と百済国王を都督号では同等、將軍号でも百済王を上位に位置づけていたのである。⁽³⁸⁾

好太王碑文、及び『宋書』の夷蛮伝を読む限り、百済に援軍を送っているのは倭国であり、軍事的には倭国が優位に立っているように読み取れる。また、百済王の臣下で宋より官職を授かった者が十一人であるのに対し、倭国王の臣下で官職を授かった者は二十三人に上る。すなわち、軍事力と、官僚の数では倭国が百済を上回っていた。にもかかわらず、どうして、倭は百済より上位の軍事指揮権を認められなかつたのであろうか。

五、古代東アジアの国際秩序における文化の位置

ここで、もう一度振り返っておかなければならぬのは、元々中国が周辺諸国をどの様に見ていたかである。第一章で述べたとおり、漢代には中央から離れるほど文化が低くなり、そうした周辺諸国を威徳により文化を振興し、開化させるのが皇帝の任務であった。すなわち、中国は周辺諸国を礼教によって徳化しようと考え、その風俗に強い関心を示していた。そのことは、『漢書』地理志、『三国志』東夷伝の風俗に関わる記事の多さからも窺える。では中国側は、百濟と倭国の風俗をどの様に見ていたのであろうか。

『漢書』地理志は朝鮮半島の楽浪郡の風俗を下記の様に記す。そもそも殷が衰えた時に王子の箕子が朝鮮に行き、民に礼儀や養蚕農耕を教え教化して建てた国であった。だからこの地には「犯禁八條」があるのみだったが、民は「終に相い盜まず、門戸の閉る無く、婦人は貞信にして淫辟なし」と言う徳化の極致に有り、生活も中国風であった。むしろその良風を乱したのは遼東から来た役人、商人だった。班固は「貴ぶべき哉、仁賢之化也、然れば東夷は天性柔順にして三方之外と異なる。故に孔子は道の行われざるを悼み、設けて海に浮び九夷に居らんとするはむべなるかな」と結んでいる。⁽³⁹⁾ そして、この朝鮮の風俗に対する高い評価は百濟へも繋がっている。

百濟の故地は『三国志』の時代では楽浪・帶方軍の南、すなわち「韓」に当たる。「桓、靈の末韓漢は彊盛にして郡県は制する能わず。民は多く韓國に流入す」という。つまり元々教化が進んでいた楽浪郡・帶方郡から多くの難民が流れ込み、その文化を受容したとの基本認識がある。その結果「其俗は衣幘を好み、下戸の郡に詣りて朝謁するに、皆衣幘を仮り、自ら印綬衣幘を服するもの千有余人」と庶民でも公式の場では「衣幘」をつける習慣があった。つまり、支配階層を中心衣冠の制度を意識していたと考えられる。また、「瓔珠を以て財宝と為し、或は綴衣を以て飾と為し、或は以て頸に縣け耳に垂らす」と玉を飾りとして衣服や東部の装身具にするという習慣もあったようである。一般の民は「魁頭露紵にして戻兵の如し、布袍を衣て足は革の躊躇を履く」。頭髪を結んでいるが、兵士でも足には皮で作った「躊躇」という靴の一種を履いている。彼らの服装には中国内地ほどでないにせよ、かなり整っていたようである。『三国志』の韓に対する風俗の評価は「其の北方の近郡諸国は差や礼俗を曉る。」と帶方郡に近い北方では礼儀をやや理解しているとして高い。ただし、其の遠處は直だ囚徒奴婢の相い聚るが如し」とまだ遠くには及んでいないという限定もつく。⁽⁴⁰⁾

これに対し、『三国志』は倭国の風俗を「男子は大小なく皆黥面文身なり」と記す。これは「身体髮膚、これを父母より受く、敢て毀傷せざるは孝の始なり」という『孝經』の理念には合致しない。⁽⁴¹⁾ さらに「其風俗は淫ならず」というものの、「男子は皆露紵、木綿を以て頭を招り、其衣は横幅、但だ結束して相連ねるのみにして略ぼ縫うなし。婦人は被髪にして屈紵、衣を作るは单被の如く其の中央を穿き、頭を貫きこれを衣る」と冠、帽子はなく、男性はただ頭髪をくくるだけ、また衣服も縫っておらずただ結ぶだけである。女性も頭髪を束ね、布の中央に穴を空けたいわゆる「貫頭衣」を着用している。また、「倭地は温暖にして冬夏に生菜を食い、皆徒跣なり」と温暖であるため生の野菜を食べ、裸足で暮らすと記している。⁽⁴²⁾

この両者の風俗を比較するならば、韓と倭の風俗の差は明らかである。こうした風俗の違いはその後無くなったと中国側から認識されるようになったのであろうか。百済と倭国の使者の服装を描いたものに、梁の蕭繹『職貢図』がある。梁の『職貢図』の原本は既に失われ、現存するものは北宋の模本である。また、職貢図を描いたのが蕭繹だったとしても、彼が生まれたのは天監七年であり、倭国の朝貢の記述の最後の天監元年より後のことである。⁽⁴³⁾ 従って、彼自身が自らの目で見て倭国の使者を描いたと言うより、人から聞いたり、書物を読んでイメージをふくらませたと考えてよからう。しかし、それは当時の人々の倭国と百済の風俗に対するイメージを表しているとも考えられる。まず百済使は冠をかぶり、襟の付いた、染めた布を縫製して作った官服を着用し、足には靴を履いており『三国志』の韓の記述に合致する。これに対し、倭使は冠をかぶらず、頭を布で巻き、黒、白の布を体に巻き、ひもで縛るだけの服装で、足は裸足のままである。つまり、これも『三国志』の倭人の風俗の記載と一致する。つまり、職貢図が梁代に書かれたものとするならば、倭国と百済の風俗に対する評価の差は三国時代から変化がないのである。そうした中国側の評価が下される中で、礼俗をわきまえない倭国の王が、百済王より上位の官職を中国の皇帝に要求しても認められるとは思えない。

倭国が国際的地位を上げるためにには当時の標準となっていた中国の文化的尺度である「礼」による倭国への文化の改革が必要であった。『隋書』倭国伝は、倭国の使者が隋文帝楊堅の質問に「倭王は天を以て兄と為し、日を以て弟と為す、天未だ明けざるの時出でて政を聴き、跏趺して坐り、日出れば便ち務めを理るを停めて云う我が弟に委ぬ」と答え、これに対し楊堅は「此れ太だ義理なし、是において訓令してこれを改め」させたと記す。『隋書』でも倭国には土俗的な風習が残っていると思われていた。しかしその一方で風俗に変化が起ったとも書かれている。「内官に十二等有り、一は大徳と曰い、次は小徳、次は大仁、次は小仁、次は大義、次は小義、次は大礼、次は小礼、次は大智、次は小智、次は大信、次は小信、員に定数無し、軍尼一百二十人有り、猶お中国の牧宰の如し」、「隋に至り、其王は始めて冠を制す。錦綵を以てこれを為し、金銀鏤花を以て飾りと為す。婦人は髪を後に束ね、亦た裙襦を衣る。裳には皆襷あり」。すなわち、中国の礼制を模倣して官制を整備し、衣冠を整え、礼にかなった服装へと、変化したことにも注目されている。⁽⁴⁴⁾ 倭人の服装も『職貢図』に描かれていたような、冠が無く、縫製もしていない布を巻くだけの服、裸足といった服装ではない。中国の礼制を受容し、礼に則った風俗へと変化させたのである。つまり、倭国は先ず外面から礼制を受け入れていった。

この改革を推進したのが、阿毎・多利思比孤、すなわち聖徳太子である。彼については伝説が多く、まだ不明な点も多い。しかし、冠位十二階の制度を制定、十七条の憲法を作り、仏教の普及に努めたとされる人物である。彼は小野妹子を正使として隋に派遣し、その際の国書が『隋書』に残されている。「大業三年、其王多利思比孤は使を遣し朝貢す。使者曰く、聞くなくらく海西の菩薩天子重く仏法を興すと、故に遣わされ朝拝す、兼ねて沙門数十人來たりて仏法を学ぶ。其の国書に曰く、日出する處の天子書を日の没する處の天子に致す、恙が無きや云々と。帝これを覽て悦ばず、鴻臚卿に謂いて曰く蛮夷書は礼無きもの有り、復た以て聞するなれと」⁽⁴⁵⁾ つまり、聖徳太子は自らを「日出処天子」と自称し、隋の煬帝を「日没処天子」と

呼んだのである。これは、中国の文化を受容した聖徳太子が、隋帝と倭王が共に「天子」として同等の立場にあることを表明したものである。これは倭国歴代の王が、「漢倭奴国王」「親魏倭王」「使持節、都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大將軍、倭國王」等、自分の官職を中国の皇帝から得ていたという從来の関係とは大いに異なっている。

ある意味で倭国が中国から独立した国家として、東アジアの国際関係を結ぼうとした意志の表明でもあった。これに対し、煬帝はこれに不快感を示したものの、文林郎裴清を倭国に送っている。つまり、煬帝も周辺諸国を国家として認めた上での国際関係を打ち立てようとしており、從来の中国の皇帝・天子に世界の民すべてが従うという世界観に変化が起こってきている。その一方で、倭国は自国の天皇中心の国家体制の樹立、国際的地位の向上のため中国の文化、礼制、官制、律令を積極的に導入してゆく。そこから新たな東アジアの秩序が始まったともいえる。

結語

日本も朝鮮も漢字や儒教、礼を受容して、中国と共に東アジアの世界を形成してきた。その背景には、中国の皇帝が国内統治のために周辺民族の朝貢を利用し、その権威を高めていったという事情がある。また、周辺の倭国においてその分裂から統一へ向かう過程においては国内の他の小国に対して、ついで統一後朝鮮半島で紛争が起った際には連合する国家に対して、自らの地位を優位におくため、中国の皇帝の権威を利用する必要があった。そうした、相互の利害関係が、中国を中心とする古代の東アジアの国際関係を形成していった。さらには、周辺諸国も自らの国際的な地位を高めるため、中国の価値観、特に礼に基づく文化を受容していった。

また、中国の周辺諸国に対する皇帝支配の理念も、魏晋南北朝という、中国国内においても複数の民族が混雜し、周辺に統一国家が出来る中で、徐々に変化していったと考えられよう。この様な時代があって、現在の東アジア世界が成立し、漢字、礼という共通の文化の基盤が出来上がったといってよいであろう。これからの中東アジアを考える上でも、こうした東アジア世界の形成過程を、日・中・韓の人々がともに理解しておくべきではないだろうか。

(付記：この論文は 2008 年 6 月に華東師範大学、南京師範大学で行った講演をもとにしており、要点は「東亜世界的形成与中国皇權—以六朝為中心」『南京師範大学学報－社会哲学版』170 期、2010 年に中国語で発表している。本論はこれを補訂加筆した日本語版である。)

(1) 昔在黄帝、作舟車以濟不通、旁行天下、方制万里、画墻分州、得百里之国万区。(『漢書』卷二十八上地理志上)

(2) 五百里甸服、百里賦內総、二百里(納)[内]銘、三百里內夏服、四百里粟、五百里米、五百里侯服、百里采、二百里男国、三百里諸侯、五百里綏服、三百里撲文教、二百里奮武衛、五百里要服、三百里夷、二百里蔡、五百里荒服、三百里蛮、二百里流、東漸于海、西被于流沙、朔、南臥、声教訖于四海。(『漢書』卷二十八上地理志上)

- (3) 拙稿「華夷意識から見た古代東アジアの国際秩序」(『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』第10巻 2003)
- (4) 文王作鄆、武王治鄆、其民有先王遺風、好稼穡、務本業、故豳詩言農桑衣食之本甚備、……始皇之初、鄭国穿渠、引涇水溉田、沃野千里、民以富饒、漢興、立都長安、徙齊諸田、楚昭、屈、景及諸功臣家於長陵、後世世徙吏二千石、高訾富人及豪桀并兼之家於諸陵、蓋亦以彊幹弱支、非獨為奉山園也、是故五方雜厝、風俗不純、其世家則好礼文、富人則商賈為利、豪桀則游俠通姦。(『漢書』卷二十八下地理志下)
- (5) 趙、中山地薄人衆、猶有沙丘紂淫亂余民、丈夫相聚遊戲、悲歌忼慨、起則椎剽掘冢、作姦巧、多弄物、為倡優、女子彈弦跕屣、游媚富貴、徧諸侯之後宮…太原・上党又多晋公族子孫、以詐力相傾、矜夸功名、報仇過直、嫁取送死奢靡、漢興、号為難治、常抶嚴猛之將、或任殺伐為威…。(『漢書』卷二十八下地理志下)
- (6) 『漢書』卷二十八下地理志下
- (7) 有江漢川沢山林之饒、江南地廣、或火耕水耨、民食魚稻、以漁獵山伐為業、果蓏蠃蛤、食物常足、故畱窳偷生、而亡積聚、飲食還給、不憂凍餓、亦亡千金之家、信巫鬼、重淫祀。(『漢書』卷二十八下地理志下)
- (8) 吳、粵之君皆好勇、故其民至今好用劍、輕死易斃。(『漢書』卷二十八下地理志下)
- (9) 『漢書』卷二十八下地理志下
- (10) 東漸于海、西被于流沙、朔、南廩、聲教訖于四海。(『漢書』卷二十八下地理志下)
- (11) 『漢書』卷八十九循吏伝
- (12) 『後漢書』列伝六十六循吏伝
- (13) 『後漢書』列伝六十六循吏伝
- (14) 『後漢書』列伝六十六循吏伝
- (15) 「(建武中元二年) 東夷倭奴國王遣使奉獻」(『後漢書』光武帝紀下)、「建武中元二年、倭奴國奉貢朝賀、使人自称大夫、倭國之極南界也、光武賜以印綬」(『後漢書』列伝七十五東夷伝)
- (16) 『三国志』卷三十東夷伝
- (17) 拙稿「魏晋革命前夜の政界」(『史学雑誌』95・1 1987)
- (18) 西嶋定生「東アジア世界と冊封体制」(岩波講座『日本歴史』第2巻 1962、『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会 1983 再録)
- (19) 西嶋定生「皇帝支配の成立」(岩波講座『世界歴史』第4巻 1970 1962、『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会 1983 再録)
- (20) 渡邊信一郎『天空の玉座』(柏書房 1996)
- (21) 『後漢書』孝安帝紀、列伝七十五東夷伝
- (22) 『三国志』卷三十東夷伝
- (23) 景初二年六月、倭女王遣大夫難升米等詣郡、求詣天子朝獻、太守劉夏遣吏將送詣京都、其年十二月、詔書報倭女王曰、制詔親魏倭王卑弥呼、帶方太守劉夏遣使送汝大夫難升米、次使都市牛利奉汝所獻男生口四人、女生口六人、班布二匹二丈、以到、汝所在踰遠、乃遣使貢獻、是汝之忠孝、我甚哀汝、今以汝為親魏倭王、仮金印紫綬、裝封付帶方太守仮授汝、其綬撫種人、勉為孝順、汝來使難升米、牛利涉遠、道路勤勞、今以難升米為率善中郎將、牛利為率善校尉、仮銀印青綬、引見勞賜遣還、今以絳地交龍錦五匹、絳地繡粟罽十張、蒨絳五十匹、紺青五十匹、答汝所獻貢直、又特賜汝紺地句文錦三匹、細班華罽五張、白絹五十匹、金八両、五尺刀二口、銅鏡百枚、真珠、鉛丹各五十斤、皆裝封付難升米、牛利還到錄受、悉可以示汝國中人、使知國家哀汝、故鄭重賜汝好物也。(『三国志』卷三十東夷伝)
- (24) 東潮『邪馬台国の考古学』(角川選書 503 角川学芸出版 2012)

- (25) 西嶋定生「親魏倭王冊封に至る東アジアの情勢」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』上 1978、『倭国の出現』 東京大学出版会 1999 再録)
- (26) 『三国志』卷三十東夷伝
- (27) 岡村秀典『三角縁神獸鏡の時代』(吉川弘文館 1999) 等参照
- (28) 『三国志』卷三十東夷伝
- (29) 『宋書』卷九十七夷蛮伝
- (30) 使持節為上、持節次之、假節為下、使持節得殺二千石以下、持節殺無官位人、若軍事、得與使持節同、假節唯軍事得殺犯軍令者。(『晉書』卷二十四職官志)
- (31) 及晉受禪、都督諸軍為上、監諸軍次之、督諸軍為下。(『晉書』卷二十四職官志)
- (32) 淳祐「劉弘と西晋政界」(『古代文化』48-11 1996)
- (33) 谷川道雄「東アジア世界形成期の史的構造」(『隋唐帝国と東アジア世界』汲古書院 1979)
- (34) 王道融泰、廓土遐畿、累葉朝宗、不愆于歲、臣雖下愚、忝胤先緒、駟率所統、帰崇天極、道逕百濟、裝治船舫、而句驪無道、囮欲見吞、掠抄辺隸、虔劉不已、每致稽滯、以失良風、雖曰進路、或通或不、臣亡考濟寧忿寇讐、壅塞天路、控弦百万、義声感激、方欲大舉、奄喪父兄、使垂成之功、不獲一簣、居在諒闇、不動兵甲、是以偃息未捷、至今欲練甲治兵、申父兄之志、義士虎賁、文武效功、白刃交前、亦所不顧、若以帝德覆載、摧此強敵、克靖方難、無替前功。(『宋書』卷九十七夷蛮伝)
- (35) 小尾孟夫『六朝都督制研究』(溪水社 2001)等参照
- (36) 武田幸男『広開土王碑墨本の研究』(吉川弘文館 2009)付録訳文を参照し、訳読
- (37) 『宋書』卷九十七夷蛮伝
- (38) 『宋書』卷九十七夷蛮伝
- (39) 玄菟、樂浪、武帝時置、皆朝鮮、濛貉、句驪蛮夷、殷道衰、箕子去之朝鮮、教其民以礼義、田蚕織作、樂浪朝鮮民犯禁八條、相殺以當時償殺、相傷以穀償、相盜者男沒入為其家奴、女子為婢、欲自贖者、人五十万、雖免為民、俗猶羞之、嫁取無所讐、是以其民終不相盜、無門戶之閉、婦人貞信不淫辟、其田民飲食以籩豆、都邑頗放效吏及內郡賈人、往往以杯器食、郡初取吏於遼東、吏見民無閉藏、及賈人往者、夜則為盜、俗稍益薄、今於犯禁鬻多、至六十余條、可貴哉、仁賢之化也、然東夷天性柔順、異於三方之外、故孔子悼道不行、設浮於海、欲居九夷、有以也夫。(『漢書』卷二十八下地理志下)
- (40) 『三国志』卷三十東夷伝
- (41) 『孝經』開宗明義章
- (42) 『三国志』卷三十東夷伝
- (43) 『梁書』卷五元帝紀
- (44) 『隋書』卷八十一東夷伝
- (45) 『隋書』卷八十一東夷伝